

大機械・請負耕作と地代法則

白 川 清

- 一 課題と考察の前提
- 二 大機械・請負耕作の諸類型と土地制度的本質
 - 1 具体的諸形態の概括
 - 2 諸類型と土地制度的本質
- 三 分配法則による地代と土地所有・土地生産力
 - 1 地代水準と土地生産力
 - 2 土地制度と適正地代
 - 四 労働生産力と資本効率
 - 1 生計費と労働生産性
 - 2 大機械の償却と効率
 - 五 大機械・請負経営の展望

一 課題と考察の前提

われわれは日本の農業生産が昭和二七～三〇年に、ほぼ戦前水準に回復した以降において、農業生産諸力の発展が従来の経営形態を桎梏とした時期は、次の三段階だったと考える。その第一は昭和二四～五年に農産物の直接的統制が大幅に廃止・改変されてのち、急速に成長した新技術導入の果樹農業を中心とする農業法人化であり、三二年前後のことに属する。第二はこれに刺激されたとはいえ、耕作機を中心とする機械導入と農薬の発展は、三四～五年を頂点にした耕種・畜産部門をも含む農業共同経営化の運動であった。そして第三は今日論議されている大型機械協業（含技術信託）と請負耕作であるが、これは第二のその延長深化と神武景氣以降の農村労働力流出を本

質的要因とし、三六年六月の農業基本法による農業構造改善事業に影響されて発生した。これらのうち第一は農業所得税対策という面を除いて自主的に解決され、第二のそれは花々しく論ぜられながらも多くは失敗に帰したといつてよい。では第三の大機械・請負耕作のそれは、今日の農業生産力と零細農耕との矛盾を解決するための、適当した形態であるか否かというのが本稿の課題である。もっとも以上の三つは、多かれ少なかれ二七年五月の自作農主義的な農地法が生み出した奇形児であるといえるが、本稿はその関連を論じようとするものではない。⁽¹⁾

われわれは基本的には、現代日本農業の基本的関係である生産力と生産様式とはするどく矛盾しているゆえに、またその解決をはからねば農業の発展は期し難いと考えるがゆえに、日本資本主義の農業問題における今日の最重要問題だと考える。たしかに論壇では、この大機械一貫体系をもつ大規模協業や技術信託こそ、あるいは大型請負耕作こそ将来を有するものだから、現行の農地法はすみやかに大幅改訂すべしとの楽観論もある。しかし他方では、これは日本経済の過度の拡大が農村労働力構成を異状にしたから生じた一時的現象で、低農産物価格と低賃金を特徴とする日本資本主義は、とうてい今日の零細小農経営を止揚しえないとの消極論もみられる。これら幾多の見解にはそれぞれの論拠があるし、まだ生れたばかりでしかも種々の類型があるから、その当否なり展望を与えること自体がいちじるしく困難なことはいうまでもない。⁽²⁾だがわたくしは、この大機械・請負耕作が開放体制にある日本資本主義に包摂された重要な農業問題であり、それが農業の生産力発展と土地を含む生産手段の零細所有・経営との矛盾という基本にふれる問題であるが故に、誤りをおかすかもしれないがわたくしなりの見解をのべる必要であると考ええる。

耕耘機体系または乗用大機械体系による集団栽培、さらに右体系による私的請負や協業経営等々が、全国的に消

えながらより多く発生しつつあるという事実、われわれはその進歩的意義を見いだす。この進歩性と発展性を有するという考え方は、次のごとく前提的考察によつていのである。まず第一に農業生産はほぼ昭和三〇年に戦前水準に達したとはいへ、昭和五年の農家数約五五〇万戸で農業就業者一、三七四万人は、戦後膨張で増加しその後とくに三〇年以降の経済成長で減少したとはいへ、三五年に六〇六万戸弱の一、四五四万人で戦前よりも多かった。しかし四〇年には戸数で五六六万戸にも減少してほぼ戦前水準となり、農業就業者数では一、一五一人と、この五年間に二〇・八%も減少した(戦後はセンサス)。そこで独占資本を頂点とし小企業と農業を底辺とする日本資本主義の、農業労働力の吸引は高成長期に比較して低下するかもしれないが、なお将来も強く作用すると考えられるからである。たとえば三八年以降のかなり長い不況局面においても農家戸数や人口は規則的に減少し、とくに若・学卒労働力の流出も相対的に増勢にある。今後その程度は変動するとはいへ、一時的現象ではなくして、現代の国家独占資本主義下における必然的傾向である。なぜなら不況局面における独占資本の価値破壊を阻止するための国家財政や金融諸政策、その結果たるクリーピング・インフレーションが右の傾向を多かれ少なかれ必然化してゆくだろうからである。

第二に、しかしこの吸引力は農業生産力の発展にともなう農業内部からの排出力と、集約・加工業的個人農業の発展にも依拠しているのである。従来の畜力農耕は主として三〇年から第一の技術革新に入つて動力耕耘機や動力運搬用具に代り、たとえば三五年二月の動力耕耘機二・五万台は四〇年に一〇倍になり、農用トラック、オート三輪も一〇・三万台が三・七倍となつたし、その利用は右の所有を大幅に上回るシェアをもっている。また除草や病虫害防除の薬剤化と機械化は全国的になつたし、農用トラクターやS・Sもかなり増加している。これらによ

る農業労働力の生産性上昇は「限界生産農家階層」を押し上げ、自作上限さえ規定して行なわれた農地改革で創出された多くの零細耕作規模では、とうてい自家労働力の完全燃焼さえできないのである。³⁾たとえば主幹男子労働力がほぼ自家農業に就業せざるをえない「限界生産農家階層」を、三〇年に一ヘクタール以上とみれば都府県全農家の二六・九%、四〇年は二五・四%であり、生産力の発展した四〇年のそれを一・五ヘクタールとすればわずかに一二・一%にすぎない。かかる階層に止どまりかつ下から上昇しようとするには、今日の農地制度では高い農地を買って規模を拡大するしかないが、農民の知恵はもう一つの途である協業や諸種の請負耕作を生み出した。つまり農業生産力の上昇は本稿主題の諸経営形態を生み出したが、この農業内部での発展は今後もつづくであろう。

第三には、右の内外条件によって促進される機械による協業や請負耕作化を、成功的に発展せしめる基本的条件・経済法則性についてである。たしかに「農業の省力化」がさげばれ、現在でも大型トラクター、直まき、コンバイン体系の米作は、技術的のみでなく経済的にさえ可能だといわれ、事実それらは農業構造改善事業を行なったか
なりの地点でなされている。だがかかる見解はあまりにも自然科学にぞくする技術的皮相的にすぎるのであり、決してこの問題に関する現実的で社会科学にぞくする経済学的見解だとはいえない。農業の大型機械体系は久しい以前から欧米にみられたが、今日ようやくそれが日本農業に適用されようとし、それを中心とする構造改善事業も予期したように進行しないのも、経済学的認識の不足にあると思われる。だから日本農業の第二の技術革新が成功的に進みうるか否かは、それが第一の技術革新段階を経済的にのり越えうるか否かにかかっている。いうまでもなく人間の経済活動とは、労働力が労働手段を媒介にして自然的質料を有用なものとして、社会的に生産し再生産するものである。日本農業は商品売買・金融・労働力の各市場を通じて、日本資本主義の価値法則のなかに深く組み

入れられている。そして新たな労働手段を農業にとり入れるか否かは、基本的には新しい機械体系による生産物でえられる所得が、旧生産方法によって生産された場合の所得よりも大きい場合に限られる。だからピラミッドの底辺に貫ぬく日本資本主義の分配法則をも、この新しい生産力体系はのり越えるものでなければ発展しえない。

すなわち具体的にいえば、

- (イ) 土地単位当り生産物量はこれによってほとんど低下しないこと。
- (ロ) 労働の生産性は一段と向上し生産費は低下すること。
- (ハ) 労働力に対する配分は現水準以上で、とくに通年雇傭的オペレーターの所得は、近傍都市の同種同質の労働収入水準を維持しうること。
- (ニ) 土地に対する配分は農地法上のそれではなく、現在の自由な分配法則下で「限界生産農家階層」が打ち出さしうる水準を越えないこと、
- (ホ) 資本については農業用建物設備、および機械器具の完全なる償却と、適正な利子を含む利潤が確保せられうること。

以上にあげた五条件が大機械・協業および請負耕作が、今後発展しうる最低限の条件であると考えられる。これまでの諸考察では自然科学的で右の五点が重視されず、反面においては単位面積当り収量がどれほど減少しても従来より安く生産されればよい、という極端な経済主義的見解もみられたけれども、これも誤っている。それゆえに下においては、この五点を明らかにする仕方でも論じかつ調査結果を吟味しよう。

注(1) 私は少し前「請負耕作の地代論的考察」(『農業と経済』、富民協会、昭和四一年一〇月号)を書いたが、本稿はその後愛知、三重、大阪、岐阜各県下での実態調査を行ない、その後発表された注(2)の著論文を参照しつつ右稿を全面的に書き改め、かつより具体的にのべたものである。

(2) この問題について今日まで公けにされた著・論は、プリント類を除いても、(1)吉田六順「稲作機械化の展望と請負耕作」、農林統計協会、昭和四一年七月、(2)農政調査委員会『日本の農業』の第一六集「請負耕作」、(3)宮崎俊行「請負耕作と農業生産法人」、(4)全国農業会議所「請負耕作に関する調査結果」、昭和四〇年三月等がある。雑誌論文には(5)農業構造問題研究会『農業構造問題研究』第五号、(6)同第六号、(7)富民協会『地上』、四一年八月号、(8)『農業と経済』、四一年一〇月号等があり、われわれの調査対象も右と注(5)のプリント資料等に特集されている。〔注意〕以下の論者では一々著・論文名をあげずに、右の番号と頁数のみを示す。

(3) 「限界生産農家階層」の規定については、拙著『農業経済の価格理論』、御茶の水書房、三八年一月、第六章第一節一〜四頁を参照せよ。

二 大機械・請負耕作の諸類型と土地制度的本質

1 具体的諸形態の概括

いわゆる請負耕作の実態は不明確であるが、農林省が昭和三九年一二月現在で行なった抽出推計結果によると、部分作業請負や裏作のみの請負および小作料を支払って小作しているものを除いた、「請負料や委託料を支払って、他人に作物の全栽培期間に亘り、耕作させているもの」⁽⁴⁾だけでも、委託農家二二、三二〇戸、その総面積は一九、〇一〇ヘクタールになっている。一般になされている請負耕作は小作料を支払っているものが多いと思われるが、それに加えればおそらく右の数倍を越える面積になろう。なお「経営を担当している父親とあとつぎ予定者の間で、経営、労働、所得の配分などについて一定の契約をむすんで経営を行なっている」という、いわゆる父子契約農家

数は二、九〇〇戸となっている。請負耕作とはたしかに右のごとくであろうが、この規定は現行の農地法にそつたものであり、これと本質的には小作関係とみなしうるものとの間にはさまざまな形があり、とくに後者こそ量的にも多いから請負耕作を考察する場合にも重要である。

そこで請負だけでなく偽装小作にいたるまでの「まぎらわしいものなるべくそのまま取り上げて」、三十九年に調査した(4)資料一四頁によつて、受託者と委託者との関係をみよう。まず両者間における経費等の負担形態別では、委託者が耕地の公租公課のみを負担するものが過半の六六・八%にもおよび、これに何も負担しないもの二・一%を加えると六八・九%に達する。この約七割の大部分は小作関係とみなしてよいであろうが、経済地帯別では都市五〇%であるのに平地農村七五・三%、農山村七六・九%で山村地帯でも三一%になっている。次に委託者が経費のすべてを負担するもの八%、機械を除くすべてを負担するもの一三・三%、公課と肥料や農薬のみを負担するもの六・六%である。最後のはまぎらわしいから、経費のすべてと、機械を除くすべてを委託者が負担するものの合計二一・三%を経済地帯別に示すならば、都市四〇%、平地農村一五・二%、農山村一七・六%で山村では三四・四%となる。つまり前者の小作関係的なものが全体の三分の二と支配的であるが、地帯別にみると都市や山村では請負形態が相対的に多く、平地農村や農山村という純農村地帯では逆に小作形態が多いとみなしてよいであろう。ということとは、請負耕作とは農業労働力が工業により強く吸引された都市近傍に生ずる、一時的な現象にすぎないという一部的見解を否定するものである。そうではなくて、われわれが前節でその必然性の第二にあげた事項、つまり全面的に農業生産力の発展が零細自作農制を桎梏にするに至つた、という重要な意義をものがたるものである。それはまた、右にのべた広い意味での請負耕作を組織形態別にみてもいえる。すなわち調査対象のうち委託者

三七〇から受託しているものは、個人が九九・五%を占め、任意グループと法人は八にすぎない。このことから「現在の請負耕作は個人対個人が普通で、農協や任意グループによる請負はまだかぞえるほどしかない」(4)一一頁、なお四〇頁をみようのである。それゆえ今日の請負耕作の問題としては、この個人対個人の請負関係と理由およびその本質と展望こそが重要問題であることはいうまでもない。

しかしわれわれの調査対象はそうではなく、むしろ「かぞえるほどしかない」大機械による技術信託や協業および集団的請負の、水稻作経営五つについての短期調査結果である。そこで本節ではこの五つの受・委託者の関係で、その形態を概括するが、それは注5のごとくすでに多くの紹介があるので簡単にのべる。まず愛知県下はS信託部とH共力的請負耕作であるが、前者はS農協内の一部落で耕耘機導入が盛んな頃に、これを個人で投資するよりも共同購入・利用という形で発足し、昭和三五～六年と行なった。だが翌年農林省の機械化実験集落として指定され、戸数五二の耕地三一・五ヘクタールの耕地整理と、中型トラクター・散布機・コンバイン・ライスセンタの貸与を受けた。さらに三九年一〇月農協に技術信託部をおき、農協から大型トラクター・耕耘機・散布機(後掲第五表)の貸与をうけ、実験集落のオペレーターが農業技術信託部員を構成し、大機械使用耕作は一そう拡大された。だが水田の経営権はあくまで個人にあり、右のオペレーターはわら切り・珪カル散布・耕起・整地・播種・防除・稲刈・脱穀・乾燥調整だけを賃料をとって行なう(技術信託)。次に作付計画・育苗・田植・用水管理は部落内共同で、個人作業は施肥・用水管理・除草・稲刈・脱穀に分れる。この区分はあくまで原則的で、信託や共同の一部分を個人が行なっている場合もあり、とくに稲刈と脱穀のほとんど全部は個人作業であるし、乾燥調整さえ個人の場合のみられる。集約すれば、全収穫物は各個人に帰属し、各人は大機械と共同作業へ耕作面積単位の割当労働日だけ出

役し、信託作業賃料を支払うという関係にある。

H共力的請負耕作は三三年に残っていた一〇名の四Hクラブ員が協議し、ここでも過剰投資をさけるため動力耕耘機の共同購入利用として発足した。三六年新農村建設事業の適用で農協は中型トラクター一台とライスセンター一棟を建設したが、その運営一切を右の専業的農家一〇戸に委せて農協の青年部とした。その後は主として青年部独自で機械を購入したが、それによる労働生産力の増大は耕作規模拡大か兼業増加しかない。だが幸いにも名古屋に近く刈谷や豊田市等の工業都市に接しているため、主として「限界生産農家階層」以下は恒常的賃労働者化して耕地をもて余していた。このため青年部員の大部分は前者の途をえらび、それら零細農家の土地を借入れて耕作拡大へと向った。そのため耕作地は一途に拡大しており、今日では自作田の三倍近く借り入れて四ヘクタール近くを耕作するものもある。

彼等は大機械・施設を共同で利用し、貸出田のある場合には一〇名のうち近接した者が協議して可能な限り集団地化し、さらに、自力ではあるが共力して土地基盤を整備し、耕地の交換分合なども積極的に進めていることから「共力的」である。だがその経営方式は、農協貸与の大機械設備や青年部所有機械の利用に賃料を払うとはいえ、耕作労働のすべてが個人によってなされ、その全収入から請負地所有者に小作料を支払うというのであるから、個人対個人の小作経営に最も近似した形態だといつてよい。

次に三重県K協業経営でも、全般に以前から用水不足と一部排水不良田があり、その改善のため一般団体営土地改良事業が計画されていた。しかし、農業構造改善パイロット地区として実施した方が、大機械やライスセンター等を含めても単位面積当たり地元負担が少ないということから、構造改善事業にふみ切った。三七年から長辺一〇〇

メートル短辺三〇メートルの三〇アールの土地基盤整備事業が始まり、翌年半分がついで三九年に全部を完成した。構造改善事業は一〇六町歩であったが、このうち他部落の入作を除き七三戸の八〇・三ヘクタールを全面協業化したのである。このため全部落を含む農事実行組合が組織され、それは総務・生産・業務・經理の四部に分れて各業務を担当している。生産活動は通年雇傭と補助オペレーター（後掲第三表）を主幹とし、補助的労働は雇入と耕作面積に応じて割当てているが、品種の決定から耕起→收穫調整の全部を組合が一括して行なう。それゆえ個別農家は割当出役と総平均生産費を負担し、全收穫物を取得するという仕方であるといえ、これは実質的には大機械請負耕作に近い。

これと甚だしく近似しているのが岐阜県下M協業経営で、三七年より「名神高速道路関連土地改良事業」で大垣南農協管内八〇〇ヘクタールを、残り二〇〇ヘクタールは「東海道新幹線関連土地改良事業」で行ない、現在ではほとんど六〇アール区画整理と用排水事業が完了した。M協業経営は三八年四月に七五ヘクタール（三集団地）の属地主義で発足したが、団地内に小面積しかない農家が抜けていったから、四〇年には参加一三一戸、面積五一・二ヘクタールとなり、必然的に属地から属人主義へと転化した。運営と経営方法はK協業とほとんど同様であり、現在五名のオペレーターを中心に全作業を行ない、補助労働は雇傭と耕作面積割り当ての労働力による。それゆえ、各農家は全收穫物を受取り、総平均生産費と割当出役を負担するといえ、Kと同じく大機械請負耕作を本質とするといつてよい。

最後に大阪F農協請負耕作とは、大阪近郊のF農協がはげしい非農家化によって耕作しえなくなった水田を、散在する委託者から受託しているものである。これは農協所有の耕耘機やトラックを使用し、田植や稲刈全部を含む生

産的労働を県外から雇い宿舎に入れ、委託耕地を耕作している。耕作から調整までをすべて農協が行なうから、個別農家は生産的労働に全く関係がない。分配方式も全収穫から耕耘機運転者と雇傭労賃その他生産費のすべてを総平均割で差引き、残余を各農家に配分している。この点では前述のKとM協業経営よりも請負耕作的であるが、H共力的請負耕作ほどには徹底していない。そして発足の昭和三五年には二四戸の四・八ヘクタールであったが、その後漸増して四一年には五九戸一三・五ヘクタール（二六八筆）にまで増加した。だからこれは徹底した財産管理型であって、不耕作化される水田の拾い上げ耕作にすぎず、決して農業生産の新しい形態として発展する展望を有するものではない。それゆえ本稿ではこのF農協請負は扱わず、かつ三重K協業経営に類似している岐阜M協業経営にもほとんどふれない。

注(4) 農林省統計調査部『昭和三九年度農業調査結果報告書』総括編、一五頁。その統計数値は一〇五頁。

(5) 愛知県S信託部については(1)の一〇～一二頁、(5)の五六～六一頁。その他(9)「水田における大型機械化の成立条件に関する調査研究」第一報、愛知県農業試験場、昭和四一年三月、(10)「農業機械化実験集落調査報告書」愛知県、昭和三八～四〇年度等。H共力的請負については(5)の六一～二頁、(9)の四二～六五頁が主なものである。また三重県K協業については(11)「勝田地区の構造改善」全国農業構造改善協会、昭和四一年四月、(12)「大型請負農業の実態に関する研究」、農林漁業金融公庫、昭和四一年三月の全般とくに三九～四〇頁。岐阜県M協業経営については(5)の六五～七および七七頁、(6)の全般とくに四〇頁、(13)「機械化営農二ヶ年の歩み」大垣南農協機械化営農組合、昭和四〇年八月、(14)「組合の概要」右に同じ刊行がある。いずれもプリントまたは小紹介冊子であるため、注(2)と区分した。

2 諸類型と土地制度的本質

さて以上に、既存の調査資料およびわれわれの調査対象を具体的に概括した。このことからわかるように、大

機械・請負耕作の主流は個人相対であるが、大型のものを含めて耕地の委託者と受託者の耕作労働や経費負担関係、受託者の組織や受託経営規模と経営方式、したがって一括的にいえば生産力体系は千差万別であった。だが、今日一般にいわれているものの最低基準とは、「農地の経営者がその直接的生産労働の全部、または支配的大部分を非所有者たる個人や組織体に委託する」ということであるといつてよい。この基準以上のものにも種々あるが、それを含め、土地所有制度とくに農地の用益権のあり方を基礎指標とし、これを資本主義的概念によって区分すれば次のごとくになるうと考える。

〔A〕生産的労働つまり作業のみの請負いⅡ経営用資本と諸労働対象〔C〕は土地所有者が負担し、したがって生産物の全部が彼に帰属（PプラスR）。受託者は労働（V）のみを受取る。

〔B〕生産的労働と経営資本の全部を請負うⅡこの場合受託者はCを投下するから償却を含むPとVを受取り、土地所有者は協定収穫物の全部（Rプラスα）を取得する。

〔C〕土地用益権を取得した請負い耕作Ⅱ受・委託者間に土地貸借の協定がなされ、受託者はCとVを負担して全収穫物をまず取得する。故に土地所有者は地代（R）のみを取得する。

注……右のCは不変資本、Vは可変資本、Pは投下資本の利潤、Rは地代の略である。

いうまでもなくこれは基本類型であり、現実には種々とくに〔A〕と〔B〕との間には経営資本のうち労働手段は受託者で、労働対象は土地所有者が負担するという型もかなり多い。それは度外視して三類型としたのであるが、さらにこの〔A〕と〔C〕のそれぞれは、委託者と受託者との量的関係とくに後者のそれによって、個人請負（a₁、b₁、c₁）と大機械集団請負とに分けられる。だがさらにこの後者は、一貫機械体系を所有し雇傭労働によって経営

される企業的經營 (a_3, b_3, c_3) と、農協の全部または一部を単位とする集団・協同体的經營 (a_1, b_1, c_1) とに区分され、それゆゑ第一表に集約したごとく九形態となる。そして現状からすると企業的な大機械・請負耕作は皆無に近いが、集団・協同体的經營は構造改善事業や広域土地改良事業等を基盤として、かなり存在することくである。さてそこでこれら諸形態の土地制度的本質、およびそれによる将来展望を有するものとそうでないものとの考察に移ろう。

まず第一の「A」形態にあっては、受託者は原則として直接的生産における労働過程の全部または主要部分を、委託者の労働手段と労働対象とをもって労働するのであるから、労賃だけを受けとる賃労働者にすぎないといつてよい。つまりこの場合における委託者たる土地所有者は作目を決め、経営管理の設計を行ない、これにもとづいて

第1表 請負的・大機械共力協業經營の諸類型一括表 (米作の場合)

基 本 形 態		諸 重 租 類 形
〔A〕 生産的労働請負(全部または重作業部分)		
	a_1 . . . 個人相対の個別的部分作業請負	
	a_2 . . . 農協・部落の全部または一部の共同的部分作業請負	
	a_3 . . . 企業的部分的作業請負	
〔B〕 生産的労働と經營資本の請負 (全部)	b_1 . . . 個人相対の個別的・一貫耕作請負	
	b_2 . . . 農協・部落の全部または一部の共同的一貫耕作請負	
	b_3 . . . 企業家的一貫耕作請負	
〔C〕 土地用益権を受けた請負 (全部)	c_1 . . . 個人相対の個別的・協地的經營	
	c_2 . . . 農協・部落の全部または一部の共同協地的經營	
	c_3 . . . 企業家の協地經營	

自己の労働手段を提供し労働対象たる肥料や農薬その他の経営資材を買い与え、果実たる生産物の全量を取得するのである。したがって経営権は委託者側にあり、受託者は単なる労働請負（労働日当り、または請負賃銀）にすぎないのである。だがそれが a_1 なり a_2 なりにもせよ、受託労働者が委託者の全経営資本をもつて労働することは、資本主義的農業関係のごとくにみえるけれどもわが国の農業は支配的にそうではない。むしろ委託者は一般に零細兼業農家で農業からの離脱度を強めているもの、または集約的園芸や加工業的農業専業者であるから、右のごとき委託農地を保有するために経営資本の所有と調達をすることは離脱度を弱めるにすぎない。

受託者にとつても他人の経営資本で耕作する単なる賃労働者であり、したがって、その所得増加が農村的労働力市場によって規定される労賃水準にすぎないなら、経営上何らの益もなくむしろ農村のまたは非農村的労働力市場で、より有利な就業場面を選ぶであろう。だからこの形態は委託者の労働力構成上の一時的障害によって、一時的に現象する a_1 か、主幹男子労働力が非農業に恒常的に就業した地帯での a_2 形態とみなしてよい。それは具体的には各地にある集団・協約栽培もこれに類するといつてよいが、われわれの調査した愛知県S信託部も、まだこの a_2 段階とみなしてよい。これは前述のごとく大機械とオペレーターをもち、米作の主要作業部分を行なうとはいえ、経営権はあくまで個人にあつて信託部に賃料を支払い、肥料や農薬代金も個人負担で、施肥・用排水・除草・稲刈・脱穀その他若干さえ個人労働だからである。しかしいづれにしても右にのべた受・委託者相互の不便と不利益のため、いづれは次の形態に転ぜざるをえないものと考えられる。それゆえ資本主義的農業でなく小農が支配的なところでは、これほどの戯画形態はないといつてよい。

次に〔B〕形態になると、一般的には双方の協定で基準収量と生産費用とを決め、受託者はその責任において自

己の労働と経営資本を用い、直接的生産過程の全部または一部を行なう。土地所有者は作目と経営を計画し、協定された生産費用たるCとPおよびVとを受託者に支払うが、その額は標準的資本および労働投下によって必要な水準で決定される。彼はそれを支払つてのち、協定された基準生産物の全量を取得するのが基本的関係で、土地の用益権もまた彼にあるものと考えられる。そうではあるが受託者にしてみれば経営資本を協定の範囲で自由に投下し、協定基準収量以上を生産してその剰余を取得することが出来る。委託者も経営資本所有と生産資材購入や委託者への引き渡しという、面どうな業務から解放されて本業に専念しうる点で前進した形態である。このうち b_1 はかなり存在し、 b_2 としては三重県のKと岐阜県のM協業経営もそうであると私は考える。ではなぜ、土地所有者が生産過程をあなた任せにして、なお土地の用益権をもっているのか。これには種々の社会的摩擦要因(5)資料一五頁)にもよるが、主な原因は「このへんの公定小作料はだいたい一反(二〇アール)千四百円です。一反つった米が……六万円近い。六万円とれるについての肥料代、農薬代いろいろのものが出る(二万円……白川)……一方の人は千四百円だが、片方は四万円ももうかる……これでは少しおかしい」(5)資料六三頁)からである。右にのべたごとくこれは受・委託者とも「A」より有利な面をもつが、とくに受託者にとってCプラスVプラスPが補償され、協定収量以上は自己取分になるとはいえ、「B」形態ではとうてい「四万円ももうかる」ほどにはならない。現行農地法の存する限りこの形態は多かれ少なかれ存続しようが、そうでなければ本質的には次の形態に移行すべきものと考えられる。

最後の「C」形態は「A」と逆の意味で簡単であり、双方が契約するものは地代額だけである。受託者は契約地代さえ支払えば、何をどのように生産しようと勝手にあり、より多くを生産しようとする経営意欲は高まるのであ

るし、土地の用益権は完全に受託者側にある。土地所有者にしても次節でのべる仕方で規定される地代を受取り、それから土地の租税公課を支払って、非農業や集約的園芸および加工の農業に一そう専念しうる。この観点からすれば受託者が個人 c_1 であろうと、何らかの集団 c_2 であろうと、本質的には借地農業資本家であり、戦前の地主と小作の關係と本質的に同じである。先に考察したごとく個人相対の請負耕作は大部分がこれに属し、かつ愛知県H其力の請負耕作もそうである。そしてKとM協業経営は「B」の b_2 でありながら、「C」の c_2 形態にますます傾斜してゆくであろうことは、第四、五節で考察するごとくである。

このように現行農地法下では容易ではないが、結局は「A」も「B」も「C」形態をめざしているものと考えられる。そして「C」形態は戦前の地主小作關係と本質的に同じであるが、今日の狀態では決して地主的土地所有に転化する条件をそなえていない。かかる制限的考察からすれば、「現在、請負耕作をめぐる農民の關係は地主小作の階級關係におかれていない」(⑥資料五一頁)とはいえない。むしろ柏祐賢氏のいうように、「C」の個人相対の c_1 のみでなく、 c_2 つまり「農協が個々の農家に代わって土地の耕作を行なおうとするばあい……それは法律上どうであるにせよ、本質的には小作である」(⑦資料八二頁)との見解こそ當をえているであろう。かかる本質をもつ請負耕作の大部分が個人相対であり、かつ未熟な「A」は「B」にさらに「C」形態の c_1 と c_2 とくに c_1 に固着するであろうと結論したのであるが、それを検討することに移らねばならない。その観点はいうまでもなく、国家独占資本主義段階で農業に貫ぬく価値法則、現実の農村に支配する土地・資本・労働への分配法則を明らかにすることによって、はじめて正当になされるものと考えられる。そこでまず、農業における基本的な生産手段たる土地の問題から検討しよう。

三 分配法則による地代と土地所有・土地生産力

1 地代水準と土地生産力

先に断わつたように、この問題は作物種類や経営形態によつてかなり相違するから、本節以下でも日本農業の中心たる水田耕作に限定する。水田の自由な用益権価格たる小作料は十分明らかでないが、事例的には「まず二俵から二俵半ぐらい」であつて、農地改革で設定された小作地でさえも「公定の千四百円にかえて五千円、あるいは六千円出している」(⑤資料六三頁)という。その他の個別調査事例では、一〜三万円前後というように自由小作料額には地域別・土地別の差が大きい。

次に大規模請負耕作七事例では、四・五千円、八千円、一万円、一万七千円、一万九千円が二件、二万二千円(⑤資料三三頁)であり、別の資料で右を除く二件は八千円と一万九千円(①資料四二頁)となつてゐる。一般に個人相対の自由な関係のもとに成立する小作料は、基本的には農村に貫ぬく分配法則で規定されるが、偶然的・摩擦的要因要素もはいつており、とくに右の具体例は農協の一事業とか部落一括の大機械請負が多く、それは一そう温情や委託者と受託者の力関係で大幅に左右される。

では理論的にみて、小作料を規定する分配法則はなにかというに、標準的な資本および労働をもつて耕作した場合に、生産価格以上にでる剰余部分である。日本農業でより具体的にいえば、旧著でのべたごとく「各土地片を平均的生産条件を有する限界生産農家階層が耕作してひき出しうる」剰余⁽⁶⁾、つまり、総収入から費用価格を差引いたものが小作料となる。これを数字で示すなら、たとえば「農林省の三八年産米生産費調査によつてみても反当り二

第2表 米生産費調査による地代試算
(販売農家の10アール当り)

限界生産農家米作1〜1.5ヘクタール階層	
項 目	金 額
a 39年産生産費	円
物的費用	11,533
労働費 (含雇傭)	14,139
小 計	25,672
副産物収入	2,202
差引き生産費	23,470
資本金利子 (税に代えて)	1,170
総生産費	24,640
b 38年産主産物収入 (実収量)	37,611 (442kg)
c 小作料 (b-a)	12,971

注1 いずれも農林省『米生産費調査結果報告』による

2. 最近の調査には租税公課がないため、やむをえず資本金利子をもつてこれに代えた。
3. この階層の経営面積は水田126.5アール、畑33.8アール合計160.3アールである。なお39年の主産物収量は449kgで48,595円であるから、単年度計算の地代は23,955円となる。

より急速になっていることが考慮されていないようである。

戦中、戦後のインフレーション下において追加払いがなされたか、それは当年産米価では次年の米の再生産が可能だったからである。それゆえ今日のクリーピング・インフレーション下では、地代を規定する分配法則は、限界生産農家階層が標準的資本および労働を投じて生産した当年産の生産費、つまりCプラス農村的労働市場で評価した投下労働費(V)プラス経営負担の租税公課合計額を、前年産米価から補償されなければ再生産が維持されず、その差引き剰余部分こそ平均的豊度を有する水田の地代部分と規定される。そこでこの原則にのっとり、「米生産費調査」を用いて試算すれば第二表のごとくになる。三十九年産米生産費調査から、単年度で小作料を算出すると表注のごとく二三、九五五円である。しかし私の右の考え方にもとづいて計算すると、その五四・一%にすぎない一

万円余の純益(地代部分が残る計算)「(6)資料四三頁)になる、という見解もある。私もこれに基本的には賛成であるが、この算出には第一節の必然性の第一でのべたこと、国家独占資本主義下におけるクリーピング・インフレーションが、高成長期後の沈滞期に

二、九七一円という理論的小作料をえられる。この理論地代と土地価格の關係はさほど重要でないが、一おう理論地代の六%資本還元で地価は二一・六万円になる。これに比し日本不動産研究所の四〇年三月調査では、普通水田価格は約二〇・四万円、全国農業會議所の自作地の平たん農業地域価格は三九年五月で二四・七万円だから、理論地価は現実地価のほぼ中間にある。

さてわれわれの調査した対象は集団技術信託や大協業経営であるから、前節1でのべた如く農家への配分は純粋に地代とはみなしえず、それはわずかH共力的請負耕作だけである。しかも前者とくに〔C〕形態に近いKとM協業経営では、次節でのべるごとく、固定資本の原価償却さえ十分になされないで各農家への配分を決めている。このように問題もあるが、一おう一〇アール当り農家への配当額（総収入マイナス総生産費）をあげれば、三重県K協業経営の三九年は二・二万円、四〇年は二・〇二万円であった。岐阜県M協業では三八年の配当金一・五二万円、三九年一・五六万円、四〇年は約一・五三万円である。次に愛知県H共力的請負への委託者一二戸では、小作料なしが二戸、一・五俵二戸、一・六俵二戸で他の七戸は二俵となっている。これは純粋に小作料といつてよく、一〇アール当り二俵が標準的用途権価格とみなしてよい（⑨資料六〇頁）。米二俵とは四〇年の生産者米価一五〇キログラム当り一六、三七五円というと、一三、一〇〇円となるがこれは右の理論小作料水準に近い。つまり〔B〕の b_2 よりも、本質的には〔C〕の c_1 に近いH共力的請負耕作が、小作料水準においても優位で合理的なものである。

それだけではない。第一節の必然性第三の(f)で、大機械・請負耕作が成功的に発展するためには、土地単位当り収穫物はこれによって低下せずむしろ増加しうることをとした。これをまずK協業経営でみるに、以前の収量は七く八俵が平均であったのに、協業以降は七く六く五く五俵近くへと低下している。またM協業経営でも一般に七く

八俵で精農は一〇俵どりであつたのに、三九年五・三俵、四〇年は五・七俵とかなり低い。一般に基盤整備後には収量減となるが、右のごとき收穫量の減少にたいしては旧專業上層農家層ではなおさら満足しえないであらう。だがH共力的請負耕作では、委託者の耕作技術だと七俵前後にすぎないが、受託者の進歩して徹底した経営だと九俵前後を收穫する。そうであれば支払小作料二俵は、受託者の経営から無償で打出されてくるのである。

右の〔B〕 b_2 と〔C〕 c_1 との比較から結論づけられることは、第一節第三の(イ)の單位面積当り収量で後者が優れ、(ロ)の土地に対する配分では b_2 の方が c_1 よりも低位で、いずれも c_1 が今日の分配法則にのつた適正で優位なものといつてよい。この点からも〔A〕 $\downarrow$ 〔B〕 $\downarrow$ 〔C〕への転化ということは當をえているであらう。もつとも第一節の(ロ)、(イ)、(ウ)の検討が残されているが、それは次節でのべるごとく右とはほ同様の結論になるのである。けれどもかかる優劣の生ずる一半の原因は、わが国の土地基盤が多くの公共投資をしながらも、機械経営に適する土地は皆無に近いということにもあろうが、現状においては右のごとく考えざるをえない。(7)

注(6) 拙著『農業經濟の價格理論』御茶の水書房、昭和三八年一月、二六五頁。

(7) わが国の農地基盤が貧弱で、機械経営發展の一大障害であるということについては、拙稿「公共投資の基調と展望」『食糧管理月報』、昭和四二年二月号、三〇一頁とくに七〇九頁参照。

2 土地制度と適正地代

さて、現実の自由な分配法則のもとでの水田の用益権価格が、約一万三千円で公的小作料の一〇倍にも達するし、他方、前述のごとく現在の請負耕作が、所有権と用益権分離の方向を指向しているとすれば、当然に「旧地主制復活」になろうという疑問も生じよう。これは「農地改革の趣旨に反する。……小作経営を復活させるようなやり方

は、断してとりあげられるべきでない」(⑦資料八二頁) という多くの見解を聞く。

けれども近藤康男氏が、農地改革論争中にいったように、「むしろ所有権の名義はそのままにして、現耕作者に耕作権を認め、耕作権の現実の維持のために、民主的農民団体の……農地管理をさせる行き方が、遙かに合理的⁽⁸⁾」だったともいえる。また、わが国の地主的土地所有は第一次大戦後、すでに危機にはいつてしまっていたのであって、その後展開した現代国家独占資本主義下で発展するはずがない。

これらの見解は、かつての講座派の「半封建的土地所有制Ⅱ半農奴制的零細農耕、全剰余労働を吸収する地代地畝⁽⁹⁾」という規定に、いまだとらわれているからである。なによりも第一節でのべたごとく、現在の耕作委託者の所有地は零細であり、それは土地に寄生するためなく労働力の恒常的商品化、あるいは集約的・加工業的農業、その他に転身する目的のものが大部分である。吉田六順氏もいうように「一般には委託兼業農家(地主)には社会的希望があり、所得もより高い。分業型では地主は高度集約商品生産農家」(⑥資料五一頁) であるから、寄生地主の発展はとうてい考えられない。

しかし土地制度は放任してよいということではなく、とくに第五節でのべるごとき農業生産主体の発展を保證する措置は、ぜひとも必要である。まず借地期間を含む利益権の法的確立であるが、今日「耕作権の確保を経営安定の不可欠条件として考えるのは時代錯誤」(⑥資料五一頁) かもしれない。それは、農地改革で事実上確立したともいえようが、古くは『興業意見書』に、とくに大正九年来の小作権の物権化案は、いまだに実現されていないが、これは農業発展だけではなく近代社会の理念にも反する。そして今日の大業を含むすべての受託請負期間が、ほとんど全部一年契約であることは、後述する将来性のある請負耕作の発展を阻害するからである。

また、地代水準にしても「資本主義的土地所有も封建的」であり、小生産農民が支配的で、新たな生産力体系が確立していない現状においては、金納制と適切なる水準が守られるべきである。これは受託者の利益のみでなく委託者の利益でもあり、マルサスもいうように地主の利益でもあり、十分の資本を有しない借地人間の競争で高められた過大な地代や、農産物価格の一時的騰貴で生ずる高地代の取得は、「地主の陥りがちな」⁽⁹⁾「二大誤謬」なのであり、これは地主だけでなく農業生産の発展をも阻害する要因である。さきの第二表には一〇アル当たり約一万三千円としたが、これも単年度についての一応の試算にすぎないが、その水準を守るとは諸請負の発展にとって必要である。しかし現状ではこれを越えており、とくに次節でのべることく農協や部落集団協業では、この誤謬におちいつている場合が多い。

注(8) 近藤康男『農地改革の諸問題』、昭和二十六年、二二頁。

(9) マルサス『経済学原理』上巻、岩波書店、三七〇頁。

四 労働生産力と資本効率

1 生産費と労働生産性

残された問題は(四)労働の生産性とい労働への配分、(五)投下資本の効率したがって十分な償却と利潤がえられるかどうかという点である。そのことを明らかにするためには、さしずめ調査対象がどんな仕方でも水田耕作を行なっているかをべなければならぬが、その歴史的経過はもっぱら注(2)と(5)の諸著資料にゆずり、現状しかも右問題に必要な限りで集約しよう。これら大機械での協業・共力的請負耕作の概要は第三表および後掲第五表に示す。

第3表 大機械・集団請負耕作の方法と内容 (昭和40年)

関 係 戸 数 (戸)	関係水田面積 (ha)	作業種類 (共同・ 共力のみ)	作物種類	直播・コンバイン 使用面積	オペレーター (人)	作業10a当り料金 (円)
S 信託部 その他よりの 委託作業	52	31.5 耕起、整地、播種、 防除、わら切り、 畦カル散布、乾燥、 調製、稲刈、脱穀、 トラクター4台で 年延446 17ha 種類は上に同じ・ 交託トラクター4 台年延1,311 34ha	米、麦 5ha	直播1ha、コンバ インは米4ha、麦 5ha、ライムセン ター全部		6 耕起9,000、直播作業料1,0 00、病虫草防除1回100、畦 カル散布40、乾燥調整1区 当り130
				ライムセンサー直 播12.2ha		耕起、整地2,000、直播4,0 600、病虫草防除1回100、畦 カル散布40、乾燥調整1区 当り150
H 共力的請負 耕作業	10	自作地 17.42 耕起、整地、乾燥、調 製、トラクター 請負地 13.25 整のみ・トラクター 計 30.67 一使用(1台)の対 象実面積18ha、耕 起のみで代かきは 耕耘機で行なう 賃耕のみ実面積で 15.10ha	米、麦、畑	なし ライムセンサー全 部	各人	トラクター耕耘機の使用料 1,000、乾燥調整150
				ライムセンサー 5,780区	各人	2回耕起1,800、代かき500、 乾燥調整180
K 経営 協業	71	45.7 水田と製作麦15ha の全作業 賃作業はしない	米、麦	直播0、コンバイン 33.8ha、ライム センサー全部	専従2、兼3	
M 協業組合 経営	131	51.2 水田作業全部	米、麦30ha	直播17ha、コンバ イン17ha、ライム センサー全部 ライムセンサーの 利用	専従2、他3	
その他						

注. S 信託部は(9)資料18～19頁その他より, H共力的請負は52頁

とく、多かれ少なかれ農業協同組合と関係している。S信託部では実験集落から発足してのち、四〇年度から右のオペレーター六名で構成する農協の技術信託部が設けられた。これにより農協からも機械が貸与されて、従来の実験集落外でもなされた技術信託作業は一そう拡大せられた。H其力的請負耕作も三六年から農協青年部となり、トラクターその他の貸与をうけて自己の耕作のみでなく部員外の賃耕をも拡大したが、三七年度の賃耕実面積三一・八ヘクタールを最高とし、四〇年には一五・一ヘクタールへと半減した。これに反して自己経営地への利用は右期に、水稻だけで一八・九ヘクタールから三〇・七ヘクタールへと増加した。これはいうまでもなく一〇戸の個人相対の請負面積合計が三六年一・八七ヘクタールから四〇年には一三・二五ヘクタールへ、したがって総耕作面積が三六年の一七・六四ヘクタールから三〇・六七ヘクタールへと増加したため、賃耕労働の余地が少なくなったためである。この点からもここでは、大機械共同利用による個人相対請負が強く発展しているといえる。しかしK協業経営は農協とは別のK農事実行組合として行っており、構造改善パイロット事業の過程および生産物や生産資材の売買以外では関係がない。だがM協業経営は大垣南農協機械化営農組合として、三八年に発足したのであるし、その後の農協の指導と援助を受け、かつ機械と設備はすべて農協から借り受けた丸がかえである。

このように農協との関係は多様であるが、次に主題の一つである(四)労働生産性ないし生産費分析の前提として、大機械を中心とする経営方法を吟味しておかねばならない。それは第三表に一括したが、まずS信託部では実験集落内だけでなく農協管内の広い範囲に、しかも米作だけでなく麦作にもこれら大機械が使用されている。また裏作表面積は大機械一貫作業が可能なのに作付面積は少なく、直播機とコンハインは所有しなからほとんど使用されない。H其力的請負耕作の場合にも、自己経営だけでなく近接農家の賃耕その他にも、また水田のみでなく麦や畑作

に大機械が使用されている。さらに特徴的なことは三二馬力の農協貸与トラクターによる耕起整地は自己経営地の五八・六％一八ヘクタールで、他はすべて耕転機による。KとM協業経営の大機械はほとんど協業内に限られ、ただライスセンターのみが協業者以外の利用が多い。さらに直播面積はK協業経営で無く、M協業経営も三分の一にすぎないし、コンバインによる収税脱穀も全面積の三分の一以下である。このようにまず第一に、トラクターとライスセンターの使用はH共力的請負を除いてかなり利用されているが、田植えはほとんど全部手植えであり、コンバインの使用もいまだ実験段階にしかない。これは後掲第五表でのべる大機械の効率の考察で重要な点である。第二には大機械とくにトラクターや耕転機および防除機が、水稻作だけでなく麦や畑作一般にも利用せられ、しかもS信託部やH共力的請負のごとく集団外でも稼動するということは、米生産費と労働生産性の検討を事実上不可能にしている。なぜならこれら組織では、米作のみの費用価格なり投下労働を厳密に計算した資料がないからである。

そうであれば米の生産費および労働生産性ということとは、事実上正確に把握することが不可能だといつてよい。けれどもわれわれは、吉田六順氏が算出された資料にもとづいて、多くの疑問もあるがこれを検討しよう。第四表は右数値と対比させるため、農林省調査の米作一〇・一五ヘクタールという「限界生産農家」と、米作三町以上の一般に耕転機・手植え・手刈体系での生産費をあげた。まず第一に一〇アール当り合計生産費では、米生産費調査がいずれも二・四五万円前後であるのに、KとM協業経営では約一・九万円で前者の七七・五％と優れている。けれども後者は前者より一〇アール当り収量がかなり低いから、一五〇キログラム当りみると米生産費調査の二つ(第四表(A)、(B))とM協業経営とはほぼ同額で、K協業経営はM協業経営よりも低く九〇・一％で優位にある。しかしわれわれの調査による四〇年の収量は、K協業経営で三四三キログラム、M協業経営で三四二キログラムである

第4表 10アール当り生産費および投下労働量

			小農「米生産費調査」 39年販売農家全国10ア ール当り	K 協業経営 (トラクタ 1, 手植, 手刈)	M 協業経営 (トラクタ 一, 直播, コ ンバイン)
			1~1.5ha (A)	3ha 以上 (B)	
種	苗	費	円	円	円
肥	料	費	329	373	558
諸	材	料	3,599	3,829	2,113
水	利	費	1,057	1,123	1,264
防	除	費	624	932	—
建	物	費	550	527	741
農	機	具	635	1,022	3,567
畜	力	費	3,686	3,241	
労	働	費(雇傭を含む)	447	387	—
賃	料	料	14,139	12,792	9,242
管	理	費	606	255	913
費	用	合	—	—	647
副	産	物	25,672	25,481	19,958
差	引	生	2,202	1,997	2,000
資	本	利	23,470	25,484	17,958
合	計	生	1,170	1,005	1,170
主	産	物	24,640	24,489	19,128
	販	売	44,898	43,293	37,502
		金			
反当り収量(主産物)(kg)			449	433	375
150kg当り生産費(円)			8,232	8,485	7,651
直接労働時間(時間)			142.6	124.2	99
間接労働時間(〃)			12.6	10.4	
役畜使用時間(〃)			2.3	1.9	3.79
原動機使用時間(〃)			14.8	11.4	
労働1時間当り収量(kg)			2.89	3.22	6.4

- 注1. 小農は農林省『39年産米生産費調査結果』により、K、M協業分は(1)の吉田六順氏の占36頁より引用したが、建物、農機具費のカッコ外は完全償却でカッコ内は補助金控除の計算であり、資本利子は小農のそれをそのまま準用したと記されている いずれも昭和39年産。
- 2 小農およびKとMの主産物販売金額は39年産政府 150kg当り買入玄米価格15,001円で統一算出した。

から、これで算出するとK協業経営の一五〇キログラム当りは八、三八九円、M協業経営では八、二六四円となつて耕耘機体系生産費と同額になつてしまふ。それゆゑ單位面積当りでは大機械が優位なのだが、單位収量当りとしては耕耘機体系と同額になつてしまふから、大機械体系の優位性を主張しえないといつてよい。第二に合計生産費の内容であるが、MとK協業経営には水利費がないし、資本金利子は米生産費調査のそれを準用しているが、これは第五表の大機械体系の利子としては低きにすぎるのであらう。このような二つの意味からして、われわれは現状において大機械による米生産費は耕耘機、手植え、手刈体系よりも經濟的に劣ると考える。

けれども第三に、米の労働生産力としては大機械による方が有利である。すなわち一時間当りの収量は、一・一五ヘクタール米作階層での直接間接労働だけでも二・八九キログラム、三ヘクタール以上が三・二二キログラムであるのに、K協業経営は三・七九キログラムでM協業経営は三ヘクタール以上階層の二倍に近い六・四キログラムである。ただS信託部の調査からみると、右の優位性は誇大ではないかと思われる。前述のごとくこれは田植え、除草、稲刈、脱穀、灌排水、施肥を個人で、その他を大機械で行なつてゐるのであるが、その場合の合計一〇アール当り投下労働は一六日に及んでゐた。これはK・M協業経営よりいちしろしく大きく、小農一般のそれとほとんど同などのである。たしかにK・M協業経営の労働生産力は小農一般より高いが、第三表に示した大機械体系から想像されるほど大きくはないといふことは、第三表に關してのべたこと、つまり大機械体系でも直播と大型コンバインはあまり使用されてゐないといふことからいえるのである。

ともあれ労働生産性が高く「省力」されることは技術学的にはよいが、前節でのべた單位面積当り収量減少と、先にのべた單位生産物当り生産費の同等水準といふことは、經濟学的には今日の大機械体系が優位であるとはい

施 設 の 概 要

S 信 託 部					H 共力的請負 (10戸の耕作計30 67ha)				
機種台数	購入建 設年次	購入金 額	国県市 の補助	自己借入	機種台 数	購入建 設年次	購入金 額	国県市 の補助	自己借入
国有トラ クター1 式農協有 トラクター 1台農協有 その他	昭37.2 昭40.1 昭40.1 ～11	6,955 1,360 1,103	6,455 453 290	千円 千円 千円 0	トラク ター1 台32馬 力(農 協有)	昭36	1,600	640	千円 千円 千円 960
耕耘機4 台	昭36.2 2台,昭 35～40 各1台	975 700	0 0	975 700	けん引14 台(各5 馬力)駆 動5台 (7.5, 10.13×2 馬力)計 9台	昭33～ 35各1 台,昭 37～39	550 1,580	0 140	550 1,440
小型	昭36.2	100	0	100					
大型	昭37.9	970	260	710					
乾燥場 機械	昭37.9 〃	3,110 380	1,040 130	2,070 250	8坪2基 (農協 有)	昭36	2,150	645	1,505
刈巾 3 1 m	昭37の を昭41 更新	4,800	4,800	0	動力散 粉機 2台	昭37, 38	73	0	73
		20,453	13,928	6,525			5,953	1,425	4,528
				農協有機 械価額 3,163 で町補助 を除くと 2,301					農協有計 3,750のうち 農協負担2,46 5で,そのうち 借入金 1,465
				389,575 円					償却 392,900円 利子 91,846 計 484,746

にその後購入したものを加算した H 共力請負は(9)資料48頁
円であるが, (1)資料38頁には右とコンバインを含めて15,817千円となってい
より, 他は(14)資料で補足したから疑問がある

第5表 農業近代化

大機械・請負耕作と地代法則

	K協業経営 (80.3ha)					M協業経営 (51.2ha)				
	機種台数	購入建設年次額	購入金額	国・市・県の補助	自己借入	機種台数	購入建設年次額	購入金額	国・市・県の補助	自己借入
トラクターと附属品	トラクター3台附属農具	昭37～38	千円 7 508	千円 3, 769	千円 3, 769	トラクター3台	昭38～39	千円 6, 000	千円	千円
耕耘機										
農機具格納庫	1棟 146.8m ² 油庫 72m ² 水源施設 1	//	2, 681	1, 340	1, 341	1棟				
ライスセンター	乾燥調査機と建物 311m ² その他	//	9, 658	4, 829	4, 829	1棟 564.3m ²	昭38.10	11, 000		
コンバイン	50馬力1台	//	5, 220	2, 610	2, 610	50馬力1台, 小型1台	昭38～39	5, 050 451		
合 計			52, 067	12, 518	12, 549 (借入 7, 676)			22, 501	9, 000	13, 501 (借入 9, 400) (農協 出資 2, 380)
償却(返済額)い ずれも昭和40年度 (円)					2, 000, 000 円					1, 305, 041 円

注1. K協業は(11)資料6頁, M協業は(13)資料16～19頁, S信託部は(9)資料8～9頁

2 M協業経営のトラクターと附属品および車庫だけで, 上表Mでは17, 000千
る しかし, ライスセンター建物費は加えていない。コンバインは(11)資料に

えない。仮にそれが経済的に優れているとしても、現在の小生産農民はそれを決して受け入れないであろう。構造改善事業を基盤とする大規模米作が延びなやみ、それは全国的にみて数える程しかないというのも、右に原因する。それはともかく、大機械体系のかかる相対的劣勢の根本原因は、大機械に多くの資本を投じながらも十分に稼動しえない点にある。そこで進んで、近代化施設投資と償却および利子の問題に移ろう。

2 大機械の償却と効率

大型の技術信託、協業や請負耕作の所有する近代化施設は、多くの場合に国や地方公共団体から多額の補助金を受け、さらに農協の負担や低利率の近代化資金を融通されているから、直接耕作農民の負担するそれはかなり少額になっている。だが大機械体系も建物も、その耐用年数に応じて減価償却しかつ適正な利子を確保しなければ、この体系での単純再生産さえ不可能である。

ではそれが具体的にどうなされているかをみるに、S 信託部では第五表にある農協貸与の機械は、トラクターと耕耘機二台を含む二四六・三万円である。これに関して農業と技術信託部は「機械貸与規定」をもうけ、「機械の貸与料は総金額に対し（一割の残存価格を差し引いて）償却年数八年で除した金額に利子及自動車賠償保険料を加えて、毎技術信託部の決算期に農協に納入すること」としている。それは四〇年度決算額で三八九、五七五円となるが、この他の国有機械と信託部独自で所有する機械建物の償却はなされていないことを意味する。これは第五表に示した農協所有機械の、町補助金を除く借入金元本と利子支払分とみなしうる。次に日共力の請負耕作では建物施設の借用料と機械の償却を、青年部が農協に対して支払うが、四〇年の減価償却額三九二、九〇〇円、資本金九一、

八四六円である。しかしこれも農協が昭和三六年に購入したトラクターとライスセクターの、農協負担額を根拠として算出されたものである。また農協丸がかえにあるM協業経営にあつては、賃借料として一、三〇六、〇四一円を農協に支払っているが、これも農協出資額一、三五〇万円の年々の償還である。また農協から独立的な協業の償却費は二〇〇万円となっているが、これも近代化施設導入時に受けた融資にたいする償還とみてよい。

右のごとく大機械経営における償却費は全部ではなく、その大多数が国や公共団体からの補助残額、または自己負担分のうち融資返済部分にすぎないとみてよい。そしてこのような過小な償却が各年度の収支決算に用いられるから、前述したときかなり高い土地配当（地代）がなされているといつてよいであろう。これではとうてい十分な機械建物の減価償却とはいえず、その更新時に前と同じ国や公共団体、農協出資や近代化資金の融資がなければ、大機械体系による米作経営は崩壊せざるをえないであろう。そのような補助をえずに自力で、大機械建物の償却がなされるべきであるが、これを試算しようとすると、各々購入年次や耐用年数の差があるためにほとんど不可能に近い。だがきわめて大まかに、トラクター・ライスセクター・コンバインの機械類だけの購入時金額を合計し、それから一割の残存価額を差し引いて、平均耐用年数を八年と仮定し、これを定額償却するだけで利子をみないで計算してみよう。そうすると年々K協業経営二五二万円、M協業経営二五三万円、S信託部一九九万円、H共力的請負四二万円となるが、わずかにH共力的請負がこれに近いだけで、他とくにS信託部とM協業経営は大幅に現実の償却（返済）額小さい。右の試算には建物やトラックおよびオート三輪等を含めていないから、それをも考慮すれば更新期に解体するか、国や公共団体の援助を再度うけなければならぬ。そしてこれが大機械一貫体系による米作は、今日の土地基盤と機械とはとうてい成立しえないことを意味するといつてよい。

五 大機械・請負経営の展望

以上において第一節で設定した問題点について、調査対象を中心に不充分ながらその考察を終った。ここでわれわれはそれらの結論と、かかる経営形態の将来展望について簡単に集約しなければならない。第二節でのべたごとくまぎらわしいものをも含む請負と大機械の協業や技術信託の型は、前掲第一表のごとくに集約された。この九類型は第三、四節で考察したごとく、「A」の全部は一時的または特殊的に存在するものにすぎず、またとくに論じなかったが「A」も「C」での企業家的形態も農業生産の特殊性からいって、とうてい成立するとは考えられない。⁽¹⁰⁾それゆえ一おう将来展望を有するものとは、 b_1 、 b_2 、 c_1 、 c_2 の四つだけとみなしうる。

これら四つのうち b_1 と b_2 は現行農地法下における奇形児であり、かつ前二節で b_2 形態を検討したごとく、また吉田六順氏の研究結果によってみても、トラクター、直播、コンバインという大型機械経営も、企業経営採算ベースでは耕耘機、手植え、手刈りの「小農的成本と同じレベルになってしまった」(6)資料四一頁)と結論づけられる。したがって経済的には、このような高度の生産力が小農を駆逐することは、いましばらくは望めない。けれども技術的には可能であるから、府県でも今日の一〇〇ヘクタールでなく最低限二〇〇ヘクタール、平均五〇〇ヘクタール団地の大型機械経営となるとき定着するであろう。

してみると今日一おう将来展望を有するものの第一は耕耘機体系による個人相対の借地経営であり、調査対象のうちでは形式上は c_2 に属しながら実質的には c_1 の個人請負であるH其力的請負耕作である。第二には b_2 のKとM協業経営であるが、これも土地用益権をもった c_2 になり、右水準以上に規模拡大しなければ将来性がない。

この場合に重要なことは地代水準であり、それは小農が支配的な現状で打ち出される額を越えてはならない。吉田氏もいうように、この c_2 経営では、まず固定資本の十全な償却と、オペレーターと管理労働の都市労賃水準による通年雇傭報酬の確保(⑥資料四〇頁)、および私のいう小農制下での地代支払いという企業家的分配原則が守られねばならない。もしこれを越える剰余部分が生じて、土地に配分してはならないが、それは理論的にいっても土地でなく、資本に帰属すべき超過利潤だからである。逆にいつて、右の原則にもとづいて、なお小農の地代支払い能力がなければ、大型機械体系の企業経営は成立しえない。なおその展望は、 c_1 の発展とそれを包含するとき、 b_1 が普及したのち、 c_2 がはじめて本格的に開花するであろう。

そこで、当面は c_1 の小農的借地経営であろうが、耕耘機、手植え、手刈りという生産力水準でのそれを、「いまさら法認してみてもさほどの普及性なり、進歩的意義があるとはおもわれない」(⑥資料三一頁)とは決していえない。なぜならこの c_1 形態は、まず第一章で指摘した最近における生産諸力の発展が、限界生産農家階層以上にある大部分の農家の経営規模が狭すぎるようになっていいる。さらに委託者と受託者および土地は、基盤整備もされていらない同じ地域内に散在しており、委託にだされる耕地も小さく、また分散している。この状態に最も適応しやすいのは小農的借地経営拡大であり、これが大部分の米作主業農家の機械化貧乏、機械と自家労働力の不完全燃焼を解消するために、また現在の規模では導入しえない機械器具も整備できるようになるから、これこそが現実の矛盾に対応する今日の形態であり、現実にも多数を占め普及する理由でもある。

それゆえ、借地による個別経営の拡大で、小農の生産力を十分に発揮させるべきであり、そうなれば家族のみでなく、雇傭労働の絶対的減少さえ可能であろうが、これによって耕耘機体系での五〇七あるいは一〇ヘクタールの

個別経営も可能であろう。だがさらに、確立された小農的借地経営の上に b_2 のごとき大機械の共力的利用がプラスされれば、H共力的請負耕作のごとくいつそう安定的に発展するであろう。それゆえ、この小農的借地経営の発展が、現実には最も普及性があり、進歩的意義を有するのである。

最後に b_2 の大型トラクター、S・S、さらにはコンバインによる労働過程請負は、委託者の委託出しを容易にし、小農的借地経営の発展をもたらし、とくに c_1 と c_2 形態が定着する条件を創出する重要な意義をもつ。なぜなら、 c_2 が経済的に小農的コストと同水準でしかない経済的主要因は、その大型一貫機械の「往来する道」つまり土地基盤がないため、企業体として成立しえないからだと思われる。

この道とは、耕地片の零細性・不整形と農道の狭さ、および最低二〇〇ヘクタール以上の団地を経営体に包含しないなどのことであるが、今日行なわれている公共基盤整備事業でさえも、大機械の往来する道をつくりだそうとはしていないようである。これは神谷慶治氏のように、往来する機械がないから道がないのもあるが、土地改良を含む公共基盤整備事業も、明治政権が初期の困難な事態のなかで、北海道拓殖に示した偉大な耕地区画設定事業くらい実現しえないものだろうか。⁽¹¹⁾ S信託部が実験集落以外の賃作業請負の条件として、たとえば「(イ)耕うん整地は、一集団三ヘクタール以上、原則として、(ロ)区画が整然として、… (ハ)農薬散布は区画整理ができており、一区画十ヘクタール… (ニ)直まきについては、一集団が三十アール以上… (ホ)乾燥は、二十アールの粒を一単位…」という規程をもうけているのも、現行の「機械が往来する道」の最低限を示しているといつてよい。

この場合の分配には地代は関係がないが、前述 b_2 での分配原則たる固定資本の十全な償却、オペレーターの都市均衡通年給与制のうえにたつて、諸作業請負料金の決定かなされるべきである。この b_2 が独自に、あるいは c_1 をも

包含して普及するとき、 c_2 が企業的經營として成立する道を清掃することでもあるが、そうなれば a_2 、 b_1 自身が c_1 に転身するときでもある。

以上が、請負耕作のうち将来性を有するものの守るべき原則と、發展方向にかんする大まかな展望である。そして共通していることは、以前にのべたごとく「わが国の農業および農家も嚴として資本主義の市場価値法則に支配され」⁽¹²⁾包摂されていることである。この認識のうえにたつて、市場価値法則が規定する資本、労働、土地所有への分配法則にのっとり、その利潤、労賃、地代の最低限をのりこえる生産力体系が成立するとき、小農的借地経営や大機械一貫企業的經營 c_2 が確立し發展する。

ということはまた、今日の請負耕作事例にみられる悪しき協同組合主義、部落的、血縁的な温情の介入による分配關係のわい曲を排除しなければならないことを意味する。それは第三節のはじめにとりあげた土地への分配にくにみられるが、適正な水準と土地豊度差にもとづく地代での請負という、非情な企業家的分配法則にのっとりべきである。

本稿全体の論旨が不十分で不明確な点も多いであろうし、請負耕作の諸類型と發展の展望も当をえていないかもしれない。それはともかく私は、ケネーが情熱をかたむけていったことが、わが国でも実現されることを願う⁽¹³⁾。すなわち、当時のフランスは牛耕による二圃式輪栽の分益農が支配的で、大規模な馬耕三圃式は耕地の八分の一にすぎなかった。そこでケネーは馬耕大農法で耕作すれば、現在の小麦生産量四、二〇〇万セチエが八、五〇〇万セチエに増加し、総生産から経費を差し引いた剰余は八、五〇〇万リーブルから六六、八〇〇万リーブルに増大するだろうといったことに類似する日本農業の發展を!!。

注(10) 工業と農業との経営および経済的相異、とくに農業における機械化や資本家の借地経営成立の困難性については、拙著前掲『農業経済の価格理論』第八章「農業の相対的停滞の理論的考察」とくに第三節(二八五〜三〇七)に集約してある。

(11) 前掲拙稿「公共投資の基調と展望」九〜一一頁参照。

(12) 大島清編『景気変動と農業』、御茶の水書房、昭和四〇年四月刊、二五一頁。

(13) ケネー『小作人論』、有斐閣、昭和二七年訳刊第二分冊、一七一〜三頁参照。

(一九六七年二月二〇日稿)

(研究員)